

特集号

平成17年6月25日
(2005年)

これからどうなる 介護保険

編集・発行
西宮市 健康福祉局 長寿社会部
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

介護保険課 (0798)35-3048
介護認定課 (0798)35-3152

平成18年4月からの実施に向けて、介護保険法の改正が進められています。

介護保険は平成12年4月に開始してから6年目を迎えており、介護の不安に応える社会システムとして定着する一方で、介護保険の要介護認定者や給付費は大幅に増加しています。このような状況の中、平成18年4月からの実施に向けて、介護保険法の改正法案が国会で

審議されており、平成17年6月末～7月初旬には法改正が行われることが見込まれています。

そこで、今回は介護保険の現状と、法改正の内容としてどのようなことが示されているのか、といったことについて紹介します。

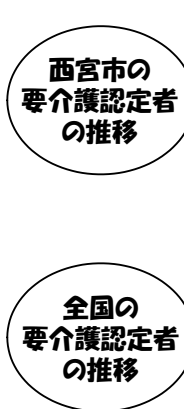
介護保険の現状

… 要介護認定者の人数と保険給付の費用は、この5年の間に約2倍となっています。

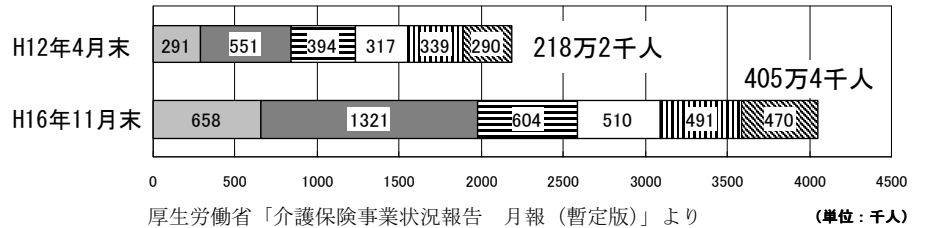
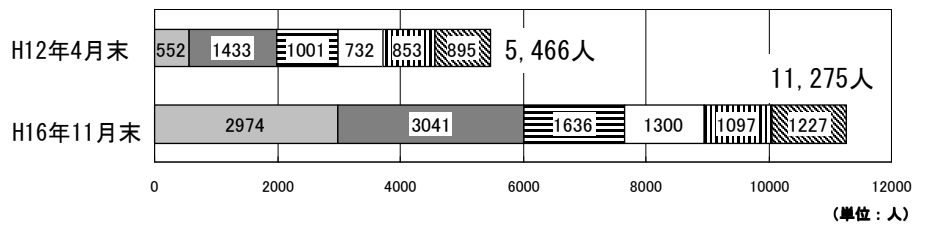
要介護認定者の状況

介護給付を受ける対象となる要介護者は、西宮市では平成12年4月の5,466人から、平成16年11月には11,275人と約2倍となっています。全国でも、この間187万人の増加（約2倍）となっています。

10年後には戦後のベビーブーム世代が高齢期に達し、その後も高齢者人口は増え続けますので、要介護認定者は今後も増大することが見込まれます。



(注) グラフは左から要支援、要介護1～5の順となっている。



厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報 (暫定版)」より

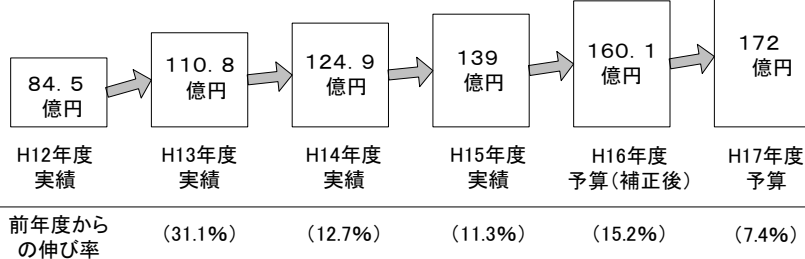
(単位: 千人)

介護保険の費用状況

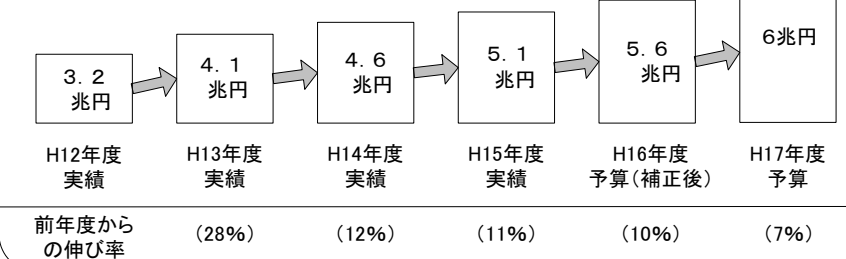
西宮市における保険給付の費用は、平成12年度に84.5億円となっており、平成17年度の予算額では約2倍である172億円と年々増加しています。全国では平成12年度の3.2兆円に対して、平成17年度の予算規模では6兆円と約2倍になっています。

このように、この5年の間で、介護サービスの利用が増加するに伴い、保険給付の費用も増えています。一方で、このような「量的な増加」に伴い、「サービスの質」というものが現在、大きな課題となっています。

西宮市の保険給付費の推移



全国の保険給付費の推移



厚生労働省老健局「平成15年度介護保険事業状況報告年報 5 保険給付」より

法改正(案)の概要

要介護認定者や保険給付費の増加のほかにも、高齢者の独居世帯の増加や認知症高齢者の増加も見込まれています。そこで、このような今後の超高齢社会を迎えるにあたって、介護保険法の改正が現在進められているところです。

改正の基本的な視点としては、「明るく活力のある超高齢社会の構築」・「将来に渡って持続可能な制度にしていくこと」・「社会保障の総合化」ということがあげられており、右のようなことが改正の内容として示されています。

■予防重視型システムへの転換

大きく増加している要支援・要介護1などの軽度の人に対して、従来の保険給付の内容を見直し、より予防を重視した給付を行います。
また、要支援・要介護状態に陥るおそれのある人に対しても介護予防事業を実施します。

■新たなサービス体系の確立

「認知症のケア」や「地域ケア」を推進し、住み慣れた地域での生活を支えるため、多様で柔軟なサービス提供が可能となるようにします。

■サービスの質の確保・向上

利用者がサービスを適切に選択できるように事業者情報の公表を進め、事業者規制の見直しを行います。

■負担の在り方・制度運営の見直し

負担能力に応じた保険料の設定や要介護認定事務の見直しなどを行い、制度運営を円滑にします。

■施設給付費の見直し

介護保険施設などにおける居住費、食費の利用者負担の見直しを行います。(平成17年10月実施)

(実施時期) 原則として平成18年4月からとされており、施設給付費の見直しについては平成17年10月から実施されることとされています。

※「痴呆」という用語は、痴呆に対する誤解や偏見をなくしていくために「認知症」と変更されています。